

西日本高速道路株式会社中国支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和7年1月17日（金）14:00～17:00 中国支社3階会議室		
出席委員 （五十音順・敬称略）	<ul style="list-style-type: none"> ・石井義裕（広島工業大学教授） ・金 徳謙（広島修道大学教授） ・車元 晋（中根・車元法律事務所弁護士） ・田村耕一（広島大学大学院教授） ・日野真裕美（山下・長井法律事務所弁護士） ・諸泉利嗣（岡山大学大学院教授） 		
審議対象期間	令和6年4月1日～令和6年9月30日		
抽出件数／対象件数	6件／83件	件名等	
工 事	一般競争入札	1件／6件	・中国自動車道（特定更新等） 鍛冶屋橋他1橋床版取替工事
	条件付 一般競争入札	2件／21件	・令和6年度 中国自動車道（特定更新等）三次高速道路事務所管内 舗装補修工事 ・令和6年度 周南高速道路事務所他1管内 ケーブルラック更新工事
	指名競争入札	0件／0件	
	随意契約	1件／6件	・米子自動車道 谷川トンネル他1トンネル工事（その2）
調査等	1件／16件	・令和6年度 安来道路 門生高架橋他4橋詳細設計業務	
維持管理役務及び 物品・役務	1件／34件	・令和6年度 山口高速道路事務所規制材購入	
少額契約	—	—	

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回 答
入札監視事務局からの報告 ・入札不調が増加している要因及び対策について教えてください。	・入札不調の主な要因は、「発注規模が小さい」「施工箇所が点在している」等を把握しております。その対策として協議合意方式を付して発注しましたが、相手方から資料提出がない等の理由から協議が整わず、入札不調となったものです。

<p>入札参加資格停止等運用状況の報告</p> <p>一次苦情及び一次説明処理状況の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文書警告を受けた場合、他案件の入札に参加できるのか。 ・ 「令和6年度 米子自動車道 摺鉢山トンネル他5箇所トンネル照明設備改修工事」の一次苦情説明内容についてより詳細に教えてほしい。 ・ 資格停止と文書警告や停止期間については定量的な基準が存在するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他案件への入札参加には影響しません。 ・ 入札参加要件で求めた同種工事の施工実績として、「トンネル1本あたりの施工延長1,600メートル以上のトンネル照明灯具の設置または補修」を求めたところ、入札参加者から提出された資料では、トンネルの長さや設置灯具数しか分からず、施工実績の確認ができなかったことから、入札参加要件を満たしていないと判断したものです。 ・ 社内要領等をもとに、中国支社入札参加資格停止等措置方針審査委員会で事案の内容を審査して決定しています。
<p>審議対象案件の説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札及び契約方式別発注工事一覧表のうち、参加者が多い案件がある※が、その理由を教えてほしい。 ※ 「令和6年度 中国自動車道 六日市IC他2箇所車線横断用安全通路新築工事」、「令和6年度 山陽自動車道 岡山高速道路事務所管内のり面補修工事」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該案件はこれまでの発注において公募しても入札参加者が少ない工種であることから、条件付一般競争入札の指名併用型を採用しています。公募に加え、弊社から入札参加者を指名することから、参加者数が多くなっております。

<p>抽出事案の審議</p> <p>①中国自動車道（特定更新等） 鍛冶屋橋他1橋床版取替工事</p> <p>（一般競争入札：総合評価落札方式（施工計画提案型））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術評価点の最高点が複数者いる場合の付加点は、事前に公表している優先すべき評価項目を比較し、1番優れていた者に付与するののか。 ・契約制限価格の算出方法は。また、審査対象基準価格を下回る入札が2者いるが、その原因及び対策があれば教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご推察のとおりです。 ・契約制限価格の算出方法は、社内の積算要領を基本とし、積算が難しい項目については市場調査、参考見積り及び入札前価格見積方式を適用し、契約制限価格を算出しております。また、審査対象基準価格を下回った主な要因は、入札参加者の事情や企業努力の結果と思料しておりますので、対策等は検討しておりません。
<p>②令和6年度 中国自動車道（特定更新等）三次高速道路事務所管内舗装補修工事</p> <p>（条件付一般競争入札：総合評価落札方式（施工能力評価型））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・辞退した者の辞退理由は聞き取りしているか。 ・NEXCO からの表彰実績は、毎年どれくらいの数があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・辞退理由は状況に応じて任意でヒアリングなどする場合がありますが、当該案件の辞退理由は把握しておりません。 ・年によりますが、当支社では年16件程度表彰しております。

<p>③令和6年度 周南高速道路事務所他1管内 ケープ ルラック更新工事 (条件付一般競争入札：総合評価落札方式（施工能力 評価型）)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1者が競争参加資格無しとなった理由は。 ・入札者5者のうち3者が審査対象基準価格を下回っている状況であるが、積算は適切か。また、その原因や対策はあるか。 ・部材調達方法で価格の乖離が発生しうることは認識しているが、価格評価点があるのは1者だけであり、結果として価格競争だけで落札者が決まったことは是としているか。 ・同種の類似工事では審査対象基準価格を下回る入札は多いのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社に求める同種工事の施工実績が提出された書類で確認できなかったためです。 ・積算については市場価格を反映するため、交通保安要員に係る費用を入札前価格見積方式として参考価格を算出しており、適切に積算したと考えています。そのため、原因や対策については検討しておりません。 ・総合評価落札方式を採用して品質や施工能力、実績を担保した上で入札手続きを行っており、入札の結果、適正な価格の範囲で応札した参加者が1者となったものです。 ・当支社管内での類似工事は3件で、すべて低価格での入札が散見される同様の結果でございました。
<p>④米子自動車道 谷川トンネル他1トンネル工事（そ の2） (随意契約：特命契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何回目の見積りで決定となったのか。また、見積回数に制限はないのか。 ・回数制限はないとのことだが、契約制限価格より極端に低い入札であっても低入札調査等も経ずに見積決定とするのか。 ・随意契約とした理由に「有利と認められる」とあるが、誰が認めるのか、それとも有利であることを示せば問題ないのか。 ・随意契約を実施することとなった要因である「地山のすべり」は、当初契約前にはわからなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・4回目の見積りで決定となりました。随意契約のため見積回数に制限はございません。 ・ご推察のとおりです。 ・社内規程等で定めている随意契約理由に該当すれば、技術審査会及び競争参加資格等審査委員会にて審査のうえ、決定します。 ・当初契約前に地質調査等を実施しておりましたが、土工部にて地すべりが発生するような土質であることは工事着工まで予見できませんでした。

<p>⑤令和6年度 安来道路 門生高架橋他4橋詳細設計業務</p> <p>(調査等:(簡易公募型競争入札:総合評価落札方式(簡易型))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務実施方針及び手順の評価は定性的なものなのか。また、誰が決めているのか。 ・技術審査会での評価は何名で実施しているのか。 ・審査対象基準価格の算出額が工事よりも低いように見受けられるが、計算方法が異なるのか。 ・入札価格にほとんどバラつきがないが、どのように契約制限価格を算出しているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価指標を2軸定め、その組み合わせによって定量的に評価します。評価の素案を作成し、その妥当性を技術審査会に諮って最終決定としています。 ・6名で実施しています。 ・工事とは異なる計算式で審査対象基準価格を算出しています。 ・社内積算要領に基づいて、契約制限価格を算出しています。積算基準は弊社ホームページにて公表しているため、入札価格にバラつきがなかったと考えております。
<p>⑥令和6年度 山口高速道路事務所規制材購入</p> <p>(維持管理役務及び物品・役務:(条件付一般競争入札方式:価格落札方式))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争参加資格が無いと認めた理由について詳細を教えてください。 ・発注数量及び発注単位の考え方について教えてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・参加資格要件である「交通規制標識または規制機材の納入実績もしくは代理店としての納入実績」が確認できなかったためです。 ・発注数量については事務所内既購入品のうち故障、損傷もしくは品質低下している数を確認し、購入数を決定しています。また発注単位については、各事務所の抱える工事数に比例して規制回数も変わるので、組織の権限区分に応じて発注しています。

委員会による意見の具申又は勧告の内容

具申及び勧告はなし。